

## 町民の声への回答

### 【タイトル】

なし

### 【コメント】

選挙運動は、「公職選挙法」により、期間や方法が限定されています。候補者が選挙運動用自動車から拡声機を使用して名前を連呼するのも、法律に基づき候補者ができる選挙運動のひとつであり、音量等の規制も特にされていません。

候補者にとっては、法律の範囲内で有権者に訴えようとしていることでもあり、選挙運動期間中である4月10日まではご理解をお願いしたいと思います。